

## 参議院選挙制度の見直しに対する意見書

参議院選挙制度については、平成24年10月17日の最高裁判決において、投票価値の不均衡の是正が判示された。

この判決を踏まえ、参議院においては、平成25年9月、次期通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について実務的な協議を行うため、「選挙制度の改革に関する検討会」の下、各会派からなる「選挙制度協議会」が設置された。

選挙制度協議会は、これまでの協議を踏まえ本年4月と6月の2回、本県を含む府県の隣接選挙区を統合する「合区」の座長案を示したが、いずれの座長案も人口の多寡のみを偏重し、府県の面積や経済、風土などの地域特性への配慮に欠けたものと言わざるを得ない。

一票の格差を是正するための措置とはいえ、人口減少社会に向かう中で、単純な人口割のみでの「合区」は、地方の意見が国政に届きにくくなるだけでなく都市偏重の国政運営に傾くことが懸念される。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 選挙区の見直しについては、地域の特性や面積要件などを踏まえ、府県の境を越えて統合する合区によらない制度改革を行うこと。
- 2 一票の格差是正は、地方の意見が適切に国政に反映されるよう各都道府県から選挙毎に最低1名（定数2）が選出される制度のもとに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
内閣官房長官	菅義偉殿

山形県議会議長 鈴木正法